**９　叙位・叙勲**

(1)　死亡叙位・叙勲

ア　資格要件

(ｱ)　教育関係従事年数が30年以上あり、かつ、戦後歴(昭和22年５月３日以降）が10年以上あること。

(ｲ)　原則として校長経験を有すること。ただし、現職死亡の教頭（教頭歴３年以上必要） にあっては、その功績が校長経験者に準ずる者並びにへき地又は離島における勤務がそ の者の教育関係従事年数の大部分を占め、かつ、へき地又は離島の教育の振興に貢献の あった者及び教育功労等で大臣表彰等を受けた者とする。

（ｳ）(ｱ)(ｲ)の他、学校現場従事年数が20年以上必要である。

　なお、指導主事の在職期間は、学校現場従事年数に加算できる。

イ　提出書類等

　　　(ｱ)　内申書類提出期限

死亡日の翌日から７日（応答日が閉庁日に当たる場合は、直前の開庁日）以内

ただし、通信等の著しく不便な離島あるいは外国及び海上において死亡した場合、そ　の他やむを得ない特別な事由がある場合は例外となるので速やかに総務課へ連絡すること。また、年末年始、ゴールデンウィーク等で閣議が開催されない期間にあっては、文部科学省への提出期限が繰り上げられるため、別途通知する日までに提出する。

　　　(ｲ)　提出先

市町教育委員会は尾張教育事務所長あて提出する。

尾張教育事務所長は、県教育委員会教育長（総務課）あて提出する。

(ｳ) 　提出書類及び提出部数

後掲(3)高齢者叙勲中の表｢死亡叙位・叙勲等の提出書類及び提出部数一覧」を参照　　　　　 のこと。

(2)　春秋叙勲

ア　資格要件

（ｱ)　学校教育部門

ａ　前歴又は現職が、校長、教員、教育委員会の関係職員として学校教育（主として公　　　　　 立学校関係）の振興に貢献し、特に功績顕著であると認められ、叙勲発令日 (春は４　　　　　 月２９日、秋は１１月３日) 現在の年齢が70歳以上で、教育関係従事年数が30年以 上の者（市町村教育委員会教育長の在職期間は通算する。）

ｂ ａ以外の者で、人目に付きにくい分野にあって、多年にわたり業務に精励した者及び精神的または肉体的に著しく労苦の多い環境において長く(概ね40年）学校教育に従事し、業務に精励した者で、年齢55歳以上の者

ｃ　ａ及びｂ共に、戦後（昭和22年５月３日以後をもって戦後とする。）における学校

教育等の従事期間が10年以上必要である。

ｄ　ａ、ｂ及びｃの要件の他、学校現場従事年数が20年以上必要である。

なお、指導主事の在職期間は、学校現場従事年数に加算できる。

(ｲ)　社会教育部門

ａ　社会教育を通じ国又は地域社会の発展に貢献し、あるいは社会公共の福祉の増進に 寄与し、特にその功績が顕著であると認められ、又は青少年教育の分野において国の発展に貢献し、あるいは社会公共の福祉の増進に寄与したと認められる年齢70歳以上の者で、社会教育に従事した期間が概ね20年以上の者

　　　 ｂ　選考の対象としては、原則として、先例がある団体で、全国団体役員歴及び都道府県規模相当の団体役員歴（理事以上）が通算20年以上、かつ、副理事長以上の経歴が２年以上で、社会教育に顕著な功績があった者とする。

ｃ　人目につきにくい分野にあって多年にわたり業務に精励した者、または一般に人が従事することを好まない環境において社会教育に従事した者で、特に功績顕著であり、年齢55歳以上70歳未満で、社会教育従事年数が概ね30年以上の者

(ｳ)　文化部門

ａ　芸術文化の振興、文化財の保護等に従事し、その永年の活動により、国の発展に貢献し又は社会公共のために寄与し、都道府県知事もしくは教育長から文化関係の表彰を受けている年齢70歳以上の者

ｂ　著しく危険な職務、危険な環境での職務、人の好まない環境での職務又は人目につきにくい分野で報いられない職務に永年従事した者については、年齢55歳以上70歳未満の場合も考慮するものとする。

(ｴ)　学校保健・体育部門

　　　　　年齢が70歳以上で、下記の条件のいずれかに該当する者

ａ　体育・スポーツ、学校保健・学校安全又は学校給食の分野において、国の発展に貢献し、あるいは社会公共の福祉の増進に寄与したと認められる者で、関係団体役員歴が概ね20年以上の者

ｂ　国際的なスポーツの競技大会において、特に優れた成績を収め、かつ、その後スポーツの普及、振興に貢献したと認められる者

ｃ　学校医、学校歯科医及び学校薬剤師にあっては、業務歴が40年以上の者

イ　提出書類等

(ｱ)　提出期限と提出先

春の場合は前年の６月上～中旬、秋の場合は同年の１２月上～中旬までに尾張教育　　　　　 事務所長あて提出する。

(ｲ)　提出書類及び提出部数

　　｢栄典事務・表彰事務の手引き」を参照。

(3)　高齢者叙勲

ア　資格要件

この叙勲は、春秋叙勲の対象となる功績を有しながら諸般の事情によって叙勲されていない功労者のうち、いわゆる米寿の88歳になった者を春秋叙勲とは別に叙勲しようとするもので、昭和48年６月以降実施され、その発令日は88歳になった月の翌月の１日付け（ただし、１日生まれの者は当月の１日）となっている。学校教育、社会教育、文化及び学校保健・体育の各部門とも春秋叙勲の基準に準ずる。

イ　提出書類等

(ｱ)　提出期日

発令日の約３か月前の別途指定する日

（例）昭和12年11月16日生まれ　→　令和７年11月15日に88歳

高齢者叙勲発令日　→　令和７年12月１日

県への提出日（約３か月前）　→　令和７年８月下旬

※ 「年齢計算ニ関する法律」により、出生の日より起算して翌年の出生の日の前日

までをもって満１年とすることになっている。

(ｲ)　提出先

　　　　　市町村教育委員会 ⇒ 教育事務所 ⇒ 県教育委員会総務課（県教育委員会教育長あて）

　　 (ｳ)　提出書類及び提出部数

表の通りとする。但し、下表は県教委総務課への提出部数である。したがって市町教育委員会が尾張教育事務所に提出する部数は、表に１部（事務所分）を加えた部数となる。

表「死亡叙位・叙勲等の提出書類及び提出部数一覧」

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出書類 | | 提出部数 | | | 提出方法等 |
| 死亡叙位・叙勲 | 叙位のみ | 高齢者叙勲 |
| (1) 候補者選考調書 | | １ | １ | １ | ①功績調書及び履歴書については両面印刷、左右余白2cm程度    ②叙位・死亡叙勲については除籍抄本、高齢者叙勲に  ついては戸籍抄本を添付    ③死亡診断書（写）は原本証明要 |
| (2) 氏名確認票 | | ２ | ２ | － |
| (3) 功績調書 | | ４ | ３ | ３ |
| (4) 履歴書 | | ４ | ３ | ３ |
| (5) 刑罰等調書〔原本〕 | | ４ | ３ | ３ |
| (6) 除籍(戸籍)抄本及び附票(原本) | | ４(附票1部) | ３(附票1部） | ３(附票1部） |
| (7) 団体の規模及び事業概況等調 | | ４ | ３ | ３ |
| (8) 歴代会長等調（団体ごとに両面印刷） | | ４ | ３ | ３ |
| (9) 死亡診断書〔写〕 | | １ | １ | － |
| 事  故  死  ・  推  定死 | (10) 死亡状況報告書 | ４ | ３ | － |
| (11) 現場見取図 | ４ | ３ | － |
| (12) 新聞記事 | ４ | ３ | － |
| (13) 死体検案書 | ４ | ３ | － |
| (14) その他参考資料 | | ４ | ３ | ３ |

　　※　書類作成にあたっては、「栄典事務・表彰事務の手引き」を参照のこと。

**10　表　彰**

(1)　愛知県表彰（表彰条例）

「愛知県教育例規集」第１章通則第５節表彰、「栄典事務・表彰事務の手引き」を参照のこと。

(2)　愛知県教育表彰(教育表彰）

「愛知県教育例規集」第１章通則第５節表彰、「栄典事務・表彰事務の手引き」を参照のこと。